

【CLOメルマガ】基礎からはじめる英文契約書

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン 第16号

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

今号では、英文契約書の構成及び頻出の表現について説明していますので、英文契約書をお読みになる際の一助となれば幸いです。

~~~~~

以下は、事務所ウェブサイト公表している「基礎からはじめる英文契約書」の要約です。全文をご覧いただくにはこちらの URL から (<https://www.clo.jp/column/2783//>)

### 1 英文契約書の構成について

英文契約書は、基本的に、その構成が共通しています。そのため、あらかじめその構成を理解しておくことで、英文契約書の理解が進みやすくなり、また、検討を行う際にも、どの部分を特に注意して検討しないといけないかについても分かりやすくなります。

英文契約書は、以下の順序で記載されることが一般的です。

①表題、②頭書部分、③前文、④定義条項、⑤実質条項、⑥一般条項、⑦後文、⑧署名

上記のうち、「前文」は、日本語の契約ではあまり見かけませんが、英文契約書では、契約書の本文の条項の前に、「whereas」から始まる文章において、契約の締結にいたる経緯、契約締結の目的や各当事者が営んでいる当該契約に係る事業などの契約の背景事情が記載されるものです。

その他の上記各項目の詳細は、事務所ウェブサイトをご参照頂ければ幸いです。

### 2 英文契約書の頻出表現

以下では、英文契約書において、よく見られる表現・フレーズ等をピックアップし、その解釈について、ご説明をいたします。英文契約書をお読みになる際の一助となれば幸いです。また、詳細については、事務所ウェブサイトにて、ご確認頂ければと思

います。

### (1) 助動詞

英文契約書では、助動詞について、独特の言い回しがあり、これを知っておくだけで、英文契約書の理解がしやすくなります。

#### a. Shall(義務)

shall は、英文契約書では、最も頻繁に使用される助動詞であり、義務がある場合に利用されるのが原則です。

ただ、実際には、義務でない場面においても、shall が使用されていることが多く、契約書の意味を取るときには、注意が必要です。義務的な規定でない場合には、will を使うことも1つの案です。

#### b. May (可能)

May は、一般的には、かもしれないなどといった推量で用いられますが、英文契約書で用いられる場合は、「～できる」という意味で、当事者に裁量があることを示します。

### (2) Provided, however, that(但書)

英文契約書においても、日本語の契約書と同様に、但書というものが存在します。英文契約書の場合、文章が途切れることなく、間に「provided, however, that」というフレーズを用いることにより、意味としては、但書と同様の記載となります。

上記フレーズの元々の英語の意味としては「if」ですが、契約書で用いられる場合、if の意味に従い、条件が記載される場合のほか、本文の内容を制限したり、本文の内容の例外事項が記載されたりする場合があります。

### (3) including, but not limited to(例示)

英文契約書では、例示を記載する場合に、「including, but not, limited to」というフレーズを用います。

日本語では、「～等」「～など」という表現は限定列挙ではなく例示列挙という意味と解釈され、英文でも一般的な解釈としては include は例示として用いられますが、英文契約書では、あえて、「but not limited to」(これらに限られない)ということまで明示的に記載されることが多いです。

### (4) 「Best effort」と「Reasonable effort」

英文契約書においては、努力義務を定める条項について「best effort」、「reasonable effort」といった表現が用いられます。

当該表現については、「best」effort と「reasonable」effort とで差異があるのか、ある

とすればどれほどの差異なのかという問題があります。

一般的な感覚からすれば、「best」effortの方がより強い努力義務が求められると解釈されそうです。しかしながら、「best」effortが不合理な努力まで要求されるのかと考えると、そこまでの努力義務はないと解されますので、実際の解釈としては、両者にそれほど大きな違いはないと考えるのが妥当と思われる。

事務所ウェブサイトでは、上記の他、「shall not」、「TerminationとExpiration」、「immediately, forthwith, promptly, without delay」等の表現についても、ご説明しておりますので、あわせてご参照頂ければ幸いです。

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 藤井 康 弘 ([fujii\\_y@clo.gr.jp](mailto:fujii_y@clo.gr.jp))

~~~~~

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

(clo.mlstop@clo.gr.jp)

.....

弁護士法人中央総合法律事務所 (<http://www.clo.jp/>)

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階(受付5階)

[TEL:06-6365-8111](tel:06-6365-8111) FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル18階

[TEL:03-3539-1877](tel:03-3539-1877) FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3 階
[TEL:075-257-7411](tel:075-257-7411) FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.
All Rights Reserved.

.....